

2025年1月20日

株主各位

株式会社アルトナー

## 株主総会資料の電子提供制度に関する当社の対応について

2022年9月1日に施行されました会社法の改正に伴い、2023年3月以降に開催される株主総会から、株主総会資料の電子提供制度が適用となりました。

電子提供制度とは、株主総会資料を自社のウェブサイト等に掲載し、株主の皆様に対し、そのウェブサイトのURL等を通知書面にてお知らせすることにより、原則としてウェブサイト上で株主総会資料をご確認いただくこととするものです。

当社では、制度施行後2度の定時株主総会において、従来どおり株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告等含む招集ご通知）を郵送させていただきました。

2025年4月開催予定の定時株主総会より、環境面へ配慮し、当該ウェブサイトのURL等を記載した通知書面、議決権行使書及び議案に関するご説明資料を株主の皆様へ書面でお送りし、その他の株主総会資料については、当該ウェブサイトへアクセスすることでご確認いただくことといたします。

従来どおり書面による株主総会資料の郵送を希望される株主様は、議決権行使基準日（2025年4月開催予定の定時株主総会については2025年1月31日）までに、三菱UFJ信託銀行または口座を開設されている証券会社で書面交付請求のお手続きをお済ませください。

### <電子提供制度専用ダイヤル>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部テレホンセンター TEL：0120-696-505

受付時間：土・日・祝日等を除く 平日9：00～17：00

### <電子提供制度に関するご案内ウェブサイト>

三菱UFJ信託銀行 <https://www.tr.mufg.jp/daikou/denshi.html>

以上